

公 示 送 達 書

下記の者に送達すべき次に掲げる文書を、地方税法第20条の2の規定により  
公示送達します。

なお、これらの書類は、本市 **財政部納税課** に保管してありますから、受領  
権限がある者には、いつでも交付します。

令和8年6月8日

松本市長 臥雲 義尚

記

送 達 を 受 け る 者	文 書			備 考
	年度	種類・名称	文書番号	
氏名(法人名)				
SINGH JASPAL	8	配当計算書(謄本)	松財納第169号	
SINGH JASPAL	8	充当通知書	松財納第169号	

(注) この書類は、公示した日から起算して7日を経過したときは、送達があった  
ものとみなされます。